B　事案の移送の禁止

情報提供等の記録については、事案の移送が禁止されている。

C　他の法令による開示の実施との調整

行政機関個人情報保護法第25条及び独立行政法人等個人情報保護法第25条の適用を除外し、他の法令の規定に基づき開示することとされている場合であっても、開示の実施の調整は行わないこととしている。

D　開示請求の手数料の免除

開示請求に係る手数料について、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは免除することができる。

第４－４－⑷　訂正

（関係条文）
・番号法　第29条第１項及び第２項、第30条第１項から第３項まで
・行政機関個人情報保護法　第27条から第35条まで
・独立行政法人等個人情報保護法　第27条から第35条まで

● **訂正**（番号法第29条第１項又は第２項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第27条から第35条まで又は独立行政法人等個人情報保護法第27条から第35条まで。情報提供等の記録については番号法第30条第１項から第３項までにより読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第27条から第35条まで又は独立行政法人等個人情報保護法第27条から第35条まで）

行政機関の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、行政機関個人情報保護法の規定により、何人も行政機関の長に対して自己を本人とする特定個人情報で開示を受けたものについての訂正を請求することができる（行政機関個人情報保護法第27条第１項。独立行政法人等についての独立行政法人等個人情報保護法も同じ。）。

ただし、特定個人情報については、次のＡからＣまでについて行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する必要がある。

地方公共団体においては、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

A　代理人の範囲の拡大

特定個人情報の開示の場合と同様、任意代理人が本人に代わって訂正の請求をすることができる。

B　事案の移送の禁止

特定個人情報の開示の場合と同様､情報提供等の記録については事案の移送が禁止されている。

C　訂正を実施した場合の通知先の変更

情報提供等の記録について訂正を実施した場合において必要があるときは、同一の記録を保有する者である総務大臣及び情報照会者又は情報提供者(自己を除く。)に通知するものとしている。

第４－４－⑸　利用停止

（関係条文）
・番号法　第29条第１項及び第２項、第30条第１項から第３項まで
・行政機関個人情報保護法　第36条から第41条まで
・独立行政法人等個人情報保護法　第36条から第41条まで

● **利用停止**（番号法第29条第１項又は第２項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第36条から第41条まで又は独立行政法人等個人情報保護法第36条から第41条まで。情報提供等の記録については番号法第30条第１項から第３項までにより適用が除外される行政機関個人情報保護法第４章第３節又は独立行政法人等個人情報保護法第４章第３節）

行政機関の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、行政機関個人情報保護法の規定により、何人も、自己を本人とする保有個人情報が適法に取得されたものでないとき等のときは、その利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。)を請求することができる（行政機関個人情報保護法第36条第１項。独立行政法人等についての独立行政法人等個人情報保護法も同じ。)。

ただし、特定個人情報については、次のＡからＣまでについて行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する必要がある。

地方公共団体においては、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

A　代理人の範囲の拡大

特定個人情報の開示の場合と同様、任意代理人が本人に代わって利用停止の請求をすることができる。

B　請求事由の追加等

番号法第19条、第20条又は第28条の規定に違反して特定個人情報が利用され、又は提供されているときは、利用停止の請求をすることができる。

C　情報提供等の記録の取扱い

情報提供等の記録については、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり目的外利用及び提供の規定に違反した事態が想定されないこと等から、利用停止の請求をすることができない。

第４－５　特定個人情報保護評価

（関係条文）
・番号法　第21条、第26条、第27条
・特定個人情報保護評価に関する規則
・特定個人情報保護評価指針

1　**特定個人情報保護評価**（番号法第26条、第27条）

特定個人情報保護評価は、評価実施機関(注)が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものである。評価実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する場合は、当該特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、基礎項目評価書、重点項目評価書又は全項目評価書（以下「特定個人情報保護評価書」という。)において自ら宣言するものである。

※　特定個人情報保護評価の詳細については、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針を参照のこと。

（注）評価実施機関とは、番号法第27条及び特定個人情報保護評価に関する規則の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施する同法第２条第14項に規定する行政機関の長等をいう。

2　**特定個人情報保護評価書に記載した措置の実施**

評価実施機関は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずるものとする。